

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 水道の布設工事及び水道技術管理者(第7条—第9条)
- 第3章 給水装置の工事及び管理(第10条—第21条)
- 第4章 給水(第22条—第28条)
- 第5章 料金及び手数料(第29条—第39条)
- 第6章 管理(第40条—第45条)
- 第7章 貯水槽水道(第46条・第47条)
- 第8章 雑則(第48条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 庄内広域水道企業団(以下「企業団」という。)が行う水道事業の給水についての料金、手数料及び給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件並びに給水の適正保持に関し必要な事項は、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(給水装置の定義)

第2条 この条例で「給水装置」とは、需要者に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種別)

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用する私設のもの

(給水装置の所有者の代理人)

第4条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が企業団を組織する市町の区域内若しくは庄内広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例(令和8年庄内広域水道企業団条例第1号)別表に規定する給水区域内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めるときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、代理人を設け、企業

長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、同様とする。

(総代理人の選定)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、総代理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の全部又は一部を共有するとき。
- (2) 共同使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が必要であると認めたとき。

2 企業長は、前項の総代理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用者(以下「使用者」という。)は、その家族、同居人、使用人等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

## 第2章 水道の布設工事及び水道技術管理者

(布設工事監督者を配置する工事)

第7条 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第8条 法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道

部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第9条 法第19条第3項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、前条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

### 第3章 給水装置の工事及び管理

#### (構造及び材質)

第10条 水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準の実施に関する事項は、企業長が別に定める。

#### (給水装置工事の申込み)

第11条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり企業長が必要があると認めるときは、利害関係者の同意書の提出を求めることができる。

3 企業長は、利用できる配水管の布設がないときは、新設の申込みを拒否することができる。

#### (加入金)

第12条 給水装置の新設又は水道メーター(以下「メーター」という。)の口径を増加する改造の工事の承認を受けようとする者は、一工事ごとに加入金に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨

てる。)を企業長の指定する期日までに納入しなければならない。

- 2 加入金の額は、別表第1に定める額とする。
- 3 納入した加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中に設計変更により生じた差額については、この限りでない。

(給水装置工事の施行)

第13条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 指定給水装置工事事業者が工事を施行するときは、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第14条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の費用負担)

第15条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めた者については、企業団においてその費用を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第16条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額に消費税相当額を加えて得た額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費

#### (5) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

#### (工事費の前納)

第17条 企業長において工事を施行するときは、工事申込者は、企業団の設計により算出した概算額を前納しなければならない。ただし、修繕工事その他で企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 工事しゅん工後、前項の概算額を精算し、過不足を生じたときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額が還付又は追徴に要する経費に満たないときは、この限りでない。

#### (工事費を納入しない場合の措置)

第18条 工事費精算額を納期までに納入しないときは、企業長は、給水装置を撤去することができる。この場合既納の工事費は、還付しない。

#### (第三者の異議についての責任)

第19条 給水装置工事に関し、利害関係人その他から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

#### (給水装置の管理)

第20条 使用者、所有者又は総代人(以下「使用者等」という。)は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は使用者等の負担とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者等の責任とする。

#### (給水装置の変更の工事)

第21条 企業長が、配水管の移転その他の理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

### 第4章 給水

#### (給水の原則)

第22条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度使用者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、企業団はその責任を負わない。

(給水の申込み)

第23条 水道を使用しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第24条 給水量は、企業団のメーターにより計量する。ただし、企業長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。

(メーターの貸与)

第25条 メーターは、企業長が設置し、使用者等に貸与し、これを保管させる。

2 前項の使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理し、設置場所にはその点検又は修理に支障となるような構築物を設置し、又は物件を置いてはならない。

3 使用者等が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第26条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

- (1) 使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 所有者に変更があったとき。
- (3) 総代人に変更があったとき。
- (4) 私設消火栓を公共の消防用として使用したとき。
- (5) 料金算定基礎に異動を生じたとき。

(私設消火栓の使用)

第27条 私設消火栓は、消防又は消防演習以外に使用してはならない。

2 演習のため私設消火栓を使用するときは、企業長の指定する職員の立会いを求めなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第28条 給水装置の機能又は水質について、使用者等から検査の請求があったときは、企業長がこれを行い、検査の結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、実費額を徴収する。

#### 第5章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第29条 水道料金(以下「料金」という。)は、使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第30条 料金は、別表第2の定めるところにより計算して得た合計額に消費税相当額を加えて得た額とする。

(料金の算定)

第31条 料金は、毎月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ企業長が定めた日をいう。)にメーターを検針し、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は、定例日以外の日に検針することができる。

2 前項の規定にかかわらず、企業長は、必要があるときは隔月定例日に使用水量をまとめて計量し、その各月分の料金を算定することができる。この場合において、その計量した使用水量の2分の1の水量をもって、それぞれの計量した日の属する月分及びその翌月分の使用水量とし、それぞれの月分の料金を算定する。

3 隔月計量した使用水量の2分の1の水量に端数を生じた場合は、その端数を初月の水量として料金を算定し、料金を徴収する。

(使用水量の認定)

第32条 メーターに異状があったとき、その他使用水量が不明のときは、企業長は、使用水量を認定することができる。

(無届け使用に対する認定)

第33条 給水装置を無届けで使用したときは、企業長は、前使用者に引き続いて使用したものと認定することができる。

(料金算定の特例)

第34条 水道使用の休止又は廃止の届出がないときは、これを使用しない場合であっても基本料金を徴収する。

(料金の徴収方法及び納期限)

第35条 料金は、納入通知書による納入又は口座振替による方法とし、納期限は、第31条に規定する定例日の属する月の末日とする。ただし、企業長が必要と認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第36条 手数料は、別表第3の区分により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、申込み後に徴収することができる。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(料金、手数料等の減免)

第37条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。  
(督促)

第38条 企業長は、使用者等が第16条の工事費、第20条第2項の修繕費、第30条の料金又は第36条の手数料を納入期限までに納入しない場合においては、納入期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納入期限は、その発付の日から15日以内とする。

(督促手数料)

第39条 前条の規定によって督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の手数料を徴収する。

## 第6章 管理

(検査措置及び費用負担)

第40条 企業長は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を随時検査し、又は適当な措置を命じ、若しくは企業団自らこれを行うことができる。

2 前項の管理に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第41条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又

はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の切離し)

第42条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたとときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 所有者が、60日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態であって、将来使用の見込みがないと認めたととき。

(給水の停止)

第43条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第16条の工事費、第20条第2項の修繕費、第30条の料金又は第36条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて第31条の使用水量の計量又は第40条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合においては、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(過料)

第44条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第11条の承認を受けずに、給水装置工事を施行した者
- (2) 正当な理由がなくて、第24条第1項のメーターの設置、第31条の使用水量の計量、第40条の検査、又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第30条の料金、又は第36条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) みだりに消火栓、止水栓、制水弁等を開閉した者

(6) 第13条第2項の規定に違反して、設計審査又は工事しゅん工検査を受けない者  
(料金等を免れた者に対する過料)

第45条 企業長は、詐欺その他不正の行為により第12条の加入金、第30条の料金又は第36条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

#### 第7章 貯水槽水道

(企業団の責務)

第46条 企業長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行う。  
(設置者の責務)

第47条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

#### 第8章 雑則

(委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の鶴岡市給水条例(平成17年鶴岡市条例第249号)、酒田市水道事業給水条例(平成20年酒田市条例第28号)又は庄内町水道給水条例(平成17年庄内町条例第161号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお水道事業の統合前の条例の例による。

4 この条例の施行の際、鶴岡市の区域において現に使用している使用者又は所有者の所有

するメーターについては、第24条の規定にかかわらず使用水量を計量することができる。

(1個の給水装置を共同使用する場合の料金)

- 5 水道事業の統合前の鶴岡市給水条例第27条ただし書の規定により鶴岡市長が別に定める1個の給水装置を共同使用する場合の料金は、同条例別表第2のメーターの口径の区分に応じ同表の定めるところにより計算して得た合計額(あらかじめ総代人から申出があったときは、使用水量を使用者の数で除して得た数値(1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた数値。以下「単位水量」という。)を使用水量とみなしてメーターの口径が13ミリメートルの区分(以下「13ミリメートル区分」という。))により計算して得た額に当該使用者の数を乗じて得た額及び使用水量から単位水量に当該使用者の数を乗じて得た水量を減じて得た数値に13ミリメートル区分において使用水量に適用される最も高い従量料金を乗じて得た額の合計額)とする。
- 6 酒田市の区域において1個のメーターにより、2世帯以上で水道を使用した場合の使用水量は、各世帯平均に使用したものとみなす。ただし、企業長は、使用者の申出に基づき必要と認めたときは、各使用者の使用水量を認定することができる。
- 7 庄内町の区域において、企業長は、水の供給量に余裕がある場合において、企業長が別に定める水道の利用者から申込みがあったときは、使用する基準となる1箇月当たりの水量(以下「責任使用水量」という。)を定めて、個別に給水契約(以下「個別需給給水契約」という。)を締結することができる。
- 8 庄内町の区域において、企業長は、渇水等の理由により必要と認めたときは、個別需給給水契約を締結している者に対し、期間を定め、1日当たりの使用水量を企業長が指示する水量(以下「調整水量」という。)以下の水量に減量することを求めるものとする。
- 9 庄内町の区域において、別表第2庄内町の区域の表の規定にかかわらず、個別需給給水契約を締結した場合の料金は、1箇月につき基本料金は24万4,000円に使用水量1立方メートルにつき52円を乗じて得た従量料金を加えた額に消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の従量料金は、当該各号に定める使用水量に1立方メートルにつき214円を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額とする。
  - (1) 計量した1箇月当たりの使用水量が責任使用水量に満たなかった場合 その月に使用した水量
  - (2) 前項の規定により1日当たりの使用水量の減量を求められた期間において、1日当たりの使用水量が調整水量を超えた場合 その日に使用した水量のうち当該調整水量を超えて使用した部分

- 10 前3項に定めるもののほか、個別需給給水契約に関し必要な事項は、企業長が別に定める。
- 11 鶴岡市の区域において定例日から次の定例日までの期間の中途に水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合において、使用日数が15日以内の場合は、別表第2鶴岡市の区域の表に規定する基本料金の2分の1の額として算定した額をその料金とする。
- 12 酒田市の区域において計量日から次の計量日までの期間の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合の料金は、基本料金のみ付与されている種別については、使用日数が15日以下の場合は、基本料金の2分の1の額とし、使用日数が16日以上の場合は、1箇月分として算定した金額とする。

別表第1(第12条関係)

メーターの口径	金額	備考
13ミリメートル	60,000円	(1) メーターの口径を増加する工事の加入金は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額とする。
20ミリメートル	70,000円	
25ミリメートル	120,000円	
30ミリメートル	200,000円	(2) メーターの口径150ミリメートルを超えるものの加入金の額は、企業長が定める。
40ミリメートル	350,000円	
50ミリメートル	540,000円	
75ミリメートル	1,320,000円	(3) 30ミリメートルの項の規定は、鶴岡市及び酒田市の区域に限り適用する。
100ミリメートル	2,200,000円	
150ミリメートル	4,800,000円	

別表第2(第30条関係)

鶴岡市の区域

メーターの口径	基本料金	使用水量による従量料金(1立方メートルにつき)
13ミリメートル	1,000円	10立方メートルまでの分 64円
20ミリメートル	1,560円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 190円 20立方メートルを超える分 201円
25ミリメートル	2,090円	
30ミリメートル	4,920円	
40ミリメートル	7,360円	201円
50ミリメートル	13,760円	
75ミリメートル	40,970円	
100ミリメートル	64,890円	
150ミリメートル	176,080円	
200ミリメートル	201,980円	

酒田市の区域

メーターの口径又は種別	基本水量及び基本料金(1月につき)		従量料金
	基本水量	基本料金	
13ミリメートル	／	1,040円	使用水量10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき60円 使用水量10立方メートルを超え30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき160円 使用水量30立方メートルを超え60立方メートルまでの分
20ミリメートル	／	1,730円	1立方メートルにつき250円 使用水量60立方メートルを超える分 1立方メートルにつき280円

25ミリメートル	/	2,700円	使用水量30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき210円
30ミリメートル	/	3,800円	
40ミリメートル	/	7,000円	使用水量30立方メートルを超え60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき250円 使用水量60立方メートルを超える分 1立方メートルにつき280円
50ミリメートル	/	12,500円	使用水量1立方メートルにつき280円
75ミリメートル	/	30,000円	
100ミリメートル	/	50,000円	
湯屋用	200立方メートルまで	20,000円	使用水量200立方メートルを超える分 1立方メートルにつき280円
船舶用	/	/	使用水量1立方メートルにつき280円
臨時用	/	/	使用水量1立方メートルにつき300円
プール用	/	/	使用水量1立方メートルにつき200円

備考 種別の適用については、企業長が別に定める。

庄内町の区域

メーターの口径別等	1箇月につき	
	基本料金	従量料金(使用水量1立方メートルにつき)
13ミリメートル	1,000円	10立方メートルまでの分 95円
20ミリメートル	1,600円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 209円 20立方メートルを超える分 214円
25ミリメートル	2,200円	214円
40ミリメートル	6,200円	

50ミリメートル	12,200円	
75ミリメートル以上	22,000円	
催芽、育苗ハウス用	—	231円
臨時用	—	460円

別表第3(第36条関係)

種別	区分	単位	金額
設計審査手数料	/	1工事につき	1,000円
工事検査手数料	1 水圧検査を必要とするもの	1工事につき	3,000円
	2 水圧検査を必要としないもの	1工事につき	2,000円
指定給水装置工事 事業者登録手数料	/	1件につき	5,000円
指定給水装置工事 事業者更新手数料	/	1件につき	5,000円
証明手数料	各種証明手数料	1件につき	400円
断水手数料	/	1件につき	別に定める 金額
開閉栓手数料	/	開閉各1回につき	600円
(注)			
1 開閉栓手数料は、表における金額に消費税相当額を加えて得た額とする。			
2 開閉栓手数料の項の規定は、酒田市の区域に限り適用する。			